

第3章

ASEAN 諸国

[1] アジア諸国全般

知的財産保護制度

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	115
---------------------	-----

[2] ASEAN 各国

1. タイ

関税

高関税品目	118
-------	-----

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対する AD 措置	118
-------------------	-----

サービス貿易

外資規制等	120
-------	-----

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入数量制限	121
------------	-----

(2) 丸太・製材等の輸出規制等	121
------------------	-----

関税

(1) 高関税品目	122
-----------	-----

(2) デジタルカメラの関税賦課に関する問題	123
------------------------	-----

サービス貿易

外資規制等	123
-------	-----

知的財産保護制度

意匠の新規性	125
--------	-----

3. マレーシア

内国民待遇

自動車に関する内国税の適用等に関する問題	126
----------------------	-----

数量制限

(1) 関税法に基づく輸入制限	127
-----------------	-----

(2) 丸太の輸出規制等	127
--------------	-----

関税

(1) 高関税品目	128
-----------	-----

(2) 鋼板の関税引上げ措置	128
----------------	-----

サービス貿易

外資規制等	128
4. フィリピン	
最恵国待遇	
セメント製品に対するセーフガード措置	131
関税	
高関税品目	131
サービス貿易	
外資規制等	132
5. ベトナム	
関税	
自動車部品関税の変更	133
投資	
投資外資系企業への二輪車生産数量制限	134

[1] アジア諸国全般

知的財産保護制度

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、各国とも法制度自体は備えつつある。これらの国々では WTO 設立以来、TRIPS 協定の履行を目的とする知的財産保護法令の改正が行われてきており、1999 年末までの経過期間を援用しない前倒しの実施への努力がなされてきたことは歓迎すべきである。また、TRIPS 理事会において、途上国に対する法令レビューを一通り行ったが、今後は各国の法制度のみならず運用実態も含めた履行状況について注視していく必要があり、TRIPS 協定に適合しない状態が存在する場合には、必要に応じて WTO の紛争解決手続を用いて、その是正を求めていくことも検討する必要がある。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表参照）とともに、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないという問題である。

いうまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、

権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、権利行使手続により効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法を確保することを義務としている（第 41 条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000 年 1 月から TRIPS 協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法体制整備を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTO の紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締り強化の必要性を認識し、取締り当局により積極的な取り組みを進めている国もある。このような取り組みは評価できるものであり、今後、取り組みの一層の強化がなされることを期待する。

＜図表＞ 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により被害を受けている企業数		模倣品等の流通により被害を受けている企業数	
	2002	2003	2002	2003
アジア地域	567	597	555	574
中国	314	335	249	260
香港				
台湾	148	147	139	145
韓国	131	126	131	127
タイ	28	29	53	60
インドネシア	24	23	50	47
シンガポール	21	19	44	42
マレーシア	24	30	52	54
その他のアジア	41	56	110	119

(注) 重複回答があるため、「アジア地域」の数値はアジア各国の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

(注) 有効回答は2002年：2,015件、2003年：2,341件

(出典) 特許庁「模倣被害調査報告書」(2004年版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確に TRIPS 協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、上述のように、法制度の整備だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締り機関の事務が適切かつ効率的に機能するよう、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国を始めとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN 諸国は不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化の必要性等についても留意すべきである。

さらに、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取り組みだけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも知的財産の重要性について理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求めることも必要である。

我が国は、これまでもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。具体的には、2005年6月のAPEC貿易担当大臣会合において、日米韓が提唱し、承認された「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」、

同年11月のAPEC閣僚会議で合意された同イニシアティブの取組を具体化するガイドラインなど、模倣品を防止する措置の強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、2005年12月に署名された日馬EPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれた。さらに、日タイEPA交渉、日比EPA交渉及び日尼EPA交渉においても、知的財産に関する条文案を検討している。

[2] ASEAN 各国

1. タ イ

関 税

高関税品目

< 措置の概要 >

タイの関税については削減される傾向にあり、2003 年 9 月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など 1391 品目の関税引き下げを閣議決定した。製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、原則、完成品は 10 %、半完成品は 5 %、原材料は 1 %の 3 種類に引き下げられた。また、自動車の CKD (組み立て) 部品も 33 %から 30 %に引き下げられることになった。しかし依然として実行税率は高く (非農産品の平均実行税率は 15.5 %である)、特に輸送機械 (平均 31.3 %)、衣料品 (平均 29.8 %) の関税水準が高くなっている。また、これらの分野に加え、自動車 (最高 80 %)、洗濯機・冷蔵庫 (最高 30 %)、銅製のテーブル (最高 20 %)、ポリエチレン (最高 12.5 %) といった高関税品目が存在する。タイ国内で生産されていない品目 (自動車用ステンレス鋼 30 %等) にも高関税品目がある。また、譲許率については輸送機械の 24.7 %をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で 70.9 %程度にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品 (実行税率最高 42 %)、自転車 (実行税率 10 %)、玩具 (実行税率 80 %)、家具 (実行税率 80 %) 等がある。また、非農産品の平均譲許税率は 24.2 %であり、予見可能性の観点からも譲許税率の引き下げによる実行税率との乖離の是正が望まれる。

< 国際ルール上の問題点 >

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

< 最近の動き >

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対する AD 措置

< 措置の概要 >

2002 年 3 月、タイ国内の鉄鋼メーカー 5 社は、我が国を含む 14 カ国の熱延鋼板の輸入に対し、AD 調査申請を行い、2003 年 5 月にタイ政府は当該産品について AD 措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には 36.25 %の AD 税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカーに供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な産品である。しかしながら、タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張していた。AD 調査最終クロ決定を踏まえ、タイ政府は、国内鉄鋼メーカーの主張を確認するために、タイ国内鋼材をユー

ザーが試験的に使用する使用試験を開始した。だが、試験期間中、タイ国内メーカーからユーザーに対して、品質面の問題もあり、十分な熱延鋼板の提供がなされていない状況が続いている。

＜国際ルール上の問題点＞

タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競争関係を形成していない。競争関係にない別個の産品を同一の産品として評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等において適切な判断は為し得ないはずであり、このため本調査の結果は、WTO／AD 協定 2 条、3 条及び 4 条に照らし問題がある。

タイ政府は、2003 年 5 月 26 日付で本件調査における最終決定に関する公示を行ったが、これらの文書においてタイ政府がその判断の根拠とした事実関係、データ等についての開示の程度は、WTO／AD 協定 12.2 条、12.2.2 条に規定する当局の義務を全く満たしていない。例えば、調査対象産品の範囲について我が国企業は、「タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出するリロール熱延鋼板とは品質が異なることから競合する産品でなく、よってタイ国内産業に損害を与えていない。」との主張をするとともに、それを立証する証拠等を調査過程において提出している。タイ政府は、本件調査の最終決定文書において当該主張及び証拠につき採用を拒否したが、その拒否する理由に関しては全く具体的な証拠を示さないばかりか、我が国企業の主張に対する反論を含め、自らの主張の正当性を提示しなかった。

また、本件調査の重要事実の開示文書におい

ては、調査対象産品となっている我が国からの輸出品について、どのような「実証的な証拠」に基づきこれがタイ国内産業に損害を与えたかの説明が十分に行なわれていない。特に、WTO／AD 協定 3.4 条において当局が検討すべき 15 項目に係わるデータについては、その実数データが示されていないため、利害関係者たる我が国企業は何らの有効なデータ分析をすることが出来ず、反論できる範囲は限定的なものとなり、自己の利益の擁護の機会が失われた。このような状況は、WTO／AD 協定 6.1 条について問題がある。

＜最近の動き＞

我が国は、これまでタイ政府に対し、我が国が WTO・AD 協定に整合的でないと考えている上述の点について、タイ政府関係者との協議等様々な機会を捉え、我が国の意見を述べるとともに、改善の申し入れを行ってきた。しかしながら、我が国が WTO 不整合であると考えている点につき、何らの是正措置がとられないまま最終決定に至っている。

2005 年 9 月、年次見直し調査の結果、我が国調査対象企業の一部に対するダンピング・マージンが 36.55 % から 3.22 % に変更された。しかし、本見直しにおいても初回調査と同様に競争関係にない別個の産品が同一の産品として評価されており、また、その他の上記問題点についても、改善が図られていない。我が国としては、今後も引き続き、本件 AD 措置に係るタイ政府の運用を監視していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

タイでは、商務省の外資政策により、エンジニアリング業、各種小売業等ほとんど全てのサービス業への外国企業（資本の半分以上が外国人所有の法人）の参入が規制されており、外国企業がサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。参入可能であるのは、一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、ホテル業、建設業などの6業種に限られている。また、残りの制限業種については、マスコミ、土地取引など9業種を除き、制度的には許可を受ければ参入できるようになっているが、必ずしも許可される訳ではない。

また現行法である外国人事業法の規制リストには、省令で定める業種に関しては参入が認められると記載されているが、未だに省令は発出されていない。

なお、米国に対しては、タイ米修好通商条約に基づき通信、運輸、銀行業、土地などの一部例外業種を除き内国民待遇を与え、これをMFN 免除登録している。

主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

保険業においては外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限されている。なお金融業に関しては、向こう5～10年の金融業の開発を行っていくため、2004年1月に「金融マスタープラン」が発表されており、ライセンス制度の見直しなどが行われていく予定になっている。

（電気通信）

2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたものの、サービス協定（GATS）上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、タクシン一族保有のシン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われているところ。

（流通）

99年の外国人事業法の改正により、小売業については最低資本金1億バーツ以上であり、各店舗が2000万バーツ以上となる場合、また卸売業についても最低資本金1億バーツ以上の場合、外資参入が可能となっている。この条件を満たさない場合は、他の業種と同じように外資の上限は50%未満となっている。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

（広告）

広告についても外資比率が50%未満に制限されている。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ存在しないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

また、最恵国待遇については、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の一つであり、WTO 協定における基本原則である。最恵国待遇 (MFN) 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なものであって原則として 10 年を超えてはならないとしている。

＜最近の動き＞

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話、WTO サービス交渉や EPA 交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入数量制限

＜措置の概要＞

インドネシアにおいては、米、塩などについて国内産業保護を理由に、一時的な輸入禁止措置が講じている。また密輸対応等の理由で、輸入許可制度、船積み前検査などの措置が実施されている。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの措置が、ガット上の例外規定等で正当化されず、ガット第 11 条に抵触することにならないか、今後の動向を十分注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

輸入禁止については、2004 年、コメ、塩について、国内産業保護を理由に収穫期等一時的な禁止措置が導入されている。このうち塩については、当初は家庭用、工業用を含め全て輸入禁止の対象であったが、国内製造の塩では成分的に工業用としては利用不可能であることから、

業界から規制緩和を強く希望する声上がり、許可制のもとで輸入が可能となっている（ただし、本許可制が次期収穫期にも実施されるかは不明）。

輸入許可制度、船積み前検査については、2002 年以降、密輸や不正輸入の増加で、安価な製品が国内市場に流入し、国内産業が被害を受けているとして、輸入者規制を強化する措置が導入されてきた。2002 年 3 月には、特別輸入業者証番号制度 (NPIK) を導入、米、小麦、繊維製品、履物、電機製品、玩具、大豆、砂糖の 8 業種品目について、当該番号の取得者に輸入を制限された。その後、鋼材については、同年 11 月に輸入許可制度、船積み前検査が導入され、繊維については、同年、輸入者を製造業者に限るなどの規制が、2003 年に、船積み前検査が導入された。これらのうち、鋼材については日系企業からの関心が強かったが、2004 年 2 月に、鉄鋼市況の高騰や業界からの規制緩和要求を背景に、鋼材の輸入許可制度、船積み前検査ともに廃止された。

(2) 丸太・製材等の輸出規制等

＜措置の概要＞

1998 年 4 月、IMF 合意に基づきインドネシア政府は、これまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた高額輸出税につき従量税方式（材積当たり）から従価税方式（価格当たり）に改め、輸出税率を 1998 年 4 月に 30 %、1999 年 3 月に 20 %、1999 年 12 月に 15 %にまで引き下げた。これら改定と同時に丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を含めた輸出規制等を公布した。更に、インドネシア政府は、違法伐採対策として 2001 年 10 月に丸太・チップの輸出停止、2004 年 10 月に、ラフ製材品（枕木含む）の輸出禁止を行った。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出総量設定については、産品輸出の制限としてガット第 11 条に違反する可能性が高く、我が国としては、WTO 協定に照らし是正されるよう求めていく必要がある。

<最近の動き>

わが国は本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を理由として、国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTO 新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行うとともに、バイ協議の場でも問題提起を行ってきた。2005 年も、WTO 新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループ及び日インドネシア経済連携交渉の場において、上述のような我が国の主張を申し入れてきた。

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品

の譲許率が 96.1 %まで向上したことは評価される。しかし、大部分の品目において譲許税率は 40 %又は 30 %であり、平均譲許税率も 35.6 %となっており関税水準は高いといわざるを得ない。非農産品の平均実行税率は 6.7 %と比較的低いが、繊維・繊維製品（平均 10.5 %）、輸送機械（平均 12.2 %）、電気機器（平均 6.0 %）等の関税水準が高くなっている。

2004 年に取りまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005 年 1 月 1 日より農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の 6 分野の 1962 品目について、2010 年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005 年 12 月にも、同調性計画に基づき、農機具、完成車（自動車、二輪）、AV 機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

この結果、例えば、排気量 1.5～3 リットルのガソリン車、同 2.5 リットルのディーゼル車について、2006 年現在の関税率は 60 %であるが、2010 年には 40 %まで引き下げられることとなった。また、AV 機器や家電製品の関税率についても現在の 15 %から 10 %まで引き下げられることが決定された。

引き続き、これらの計画の実施状況及び計画実施後の高関税品目の扱いが注目される。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む

市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

サービス貿易

(2) デジタルカメラの関税賦課に関する問題

<措置の概要>

インドネシアは、ITA 対象品目であるデジタルカメラについて、2003 年には 5 % の関税を賦課していた。更に、2004 年 1 月に ASEAN 統一品目表を導入し関税分類を変更する際に、デジタルカメラを 15 % の関税が賦課される品目に分類した。

<国際ルール上の問題点>

1996 年のシンガポール WTO 閣僚会議で情報技術製品の関税を撤廃することが合意されたが、その際に ITA の品目リストでは、当時の HS 分類コードを参照し「Digital still image video cameras」が対象品目とされており、デジタル方式の静止画像を記録するカメラについて無税譲許することが合意されている。インドネシアは ITA に参加しており、デジタルカメラを 2002 年までに無税譲許することで合意している。WTO 上無税を供与するとの国際約束は分類変更の如何に拘らずこれを維持する義務があり、無税譲許しているデジタルカメラに関税を賦課することは、ガット 2 条違反の可能性がある。

<最近の動き>

WTO・ITA 委員会及びバイ交渉の場などあらゆる機会を通じて、本件の問題解決に向けた取組を行っている。また、産業界からは本件を WTO 紛争解決機関に付託するよう要請する文書の提出があり、WTO 紛争解決手続の活用も視野に入れた検討を行うべきである。

外資規制等

<措置の概要>

インドネシアでは、2000 年 7 月 20 日付大統領令 96 号、8 月 16 日付け 118 号により、外資参入に関する規制業種を示すネガティブリストの改訂が実施され、大規模小売業（モール、スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター）や大規模流通業（流通業、卸売業、輸出業）、市場調査サービス、港湾以外での保管サービスなどが規制業種から外された。また、外資出資比率 95 % 以下に限定されているものの、従来は外資参入が閉鎖されていた医療サービスでの参入が可能となった他、航空輸送や通信（マルチメディア産業を含む）も同時に開放された。こうした一連の規制緩和は評価できるものの、バス・タクシー業、民間テレビ・ラジオ放送、映画作成事業（技術サービス、フィルム輸出入、フィルム流通業など）は未だ規制業種である。

2003 年 9 月、政府は、IMF 卒業後の新たな経済運営策となる「経済政策パッケージ」を公表した。同政策は①マクロ経済の安定、②金融セクターの再編、改革、③投資、輸出促進と雇用創出の 3 本柱からなり、そのアクションプランや成果と目標期限が示された内容になっている。この他、投資促進案として、①内資と外資を差別しない新投資法案の年内国会上程、②ネガティブリストの見直しに関する大統領令の 2003 年内配布、③投資許可手続の簡素化を図る「ワンルーフサービス」に関する大統領令の発布、④投資、輸出促進に向けたナショナルチームに関する大統領令の発布、⑤不合理な地方政府の条例等の廃止に関する大統領令の発布等が設定されていたが、上記のうちネガティブリ

ストの見直しは、バス・タクシー業、ラジオ・テレビ放送及び映画事業に関し国内資本との合併を条件に開放することも検討されているが、省庁間の調整が難航している。また、ワンルーフサービスに関する大統領令及び投資・輸出促進に向けたナショナルチームに関する大統領令は、発令されたものの実質的には機能しておらず、早急な体制整備が望まれる。ユドヨノ政権は、短期(100日間)で達成すべき緊急の課題をまとめたプログラムを作成しているが、投資環境の改善は優先されるべきものの1つになっている。

主な外資制限は以下のとおりである。

(電気通信)

インドネシアにおいては、2000年9月8日に改正通信法が施行され、旧通信法(1989年法律第3号)で保護されていた国の独占の打ち切りが決定された。2003年8月、インドサット社が独占していた国際通信業務へのテレコム社の参入が認められたことにより、当国の通信業界は独占から2企業による複占体制への規制緩和が大きく進展したことは評価される。この他インドサット社の政府保有株42%がシンガポール・テクノロジー・テレメディア社(SST)に売却されたことを受け、2003年3月インドサット社は外資系企業として民間企業に法人形態を変更したことは、民間企業の実質的参入を促す大きな転機として捉えられる。また、2004年5月、テレコム社の独占していた長距離電話事業に、インドサット社の事業参入も認められ、同社は新たな長距離通話網の施設を進めるとともにテレコム社との相互接続についても合意している。

(流通)

インドネシアでは、外国投資法により、流通業への外資参入が制限されているが、1998年1

月15日のIMF合意に基づく同年1月21日付け政令第15号、16号により、同年3月31日から、製造業の外資企業により設立された小売業を営む法人(外資100%又は内外合弁)が、同企業の製品及び他企業の製品を最終需要者に販売すること並びに輸出入業務を行う企業が、小売業者として商品を販売することが認められることになった。加えて、政府は98年7月2日付け大統領令99号により、小規模地元事業者との提携を条件として、分野にかかわらず、卸・小売・流通分野での外資の参入が認められるようになった。

また、総代理店制度(製販統合)に関する規制については、政府が緩和の方針を示唆するなど前進が見られるが、依然実現には至っていない。

(オーディオ・ビジュアル(AV)、広告等)

インドネシアは外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。例えば、米国映画の輸入・国内での配給は特定の団体を通す必要がある等諸外国の映画産業が被害を被っている。また、広告業についても2000年8月の大統領令第118号で開放された外国投資規制対象業種に含まれておらず、合弁企業の形態も含めて依然として外資に対して閉鎖されているものと考えられる。ただし、インドネシア広告業協会(P3I)によると、同協会加盟企業約200社のうち、約15%が外資企業と何らかの資本・提携・協力等の関係にあるとされ、これらの企業はインドネシアの広告市場の約50%を占めているとされている。外資系広告関連企業は、直接の投資が閉鎖されているため、関係する他業種企業を通じた出資により地場企業と合弁する、いわゆる「迂回投資」を取っている模様である。現行の外国投資規制

対象業種の見直しにおいて、テレビ、ラジオ放送分野での外資出資規制緩和について、海外資本を最大20%まで認める案も検討されているが、実現には至っていない。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ存在しないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

＜最近の動き＞

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話、WTO サービス交渉、EPA 交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産保護制度

意匠の新規性

＜措置の概要及び国際ルール上の問題点＞

インドネシアの2000年意匠法は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は新規であるものとみなされると定めている（第2条2項）。実際の審査においては、事前に公表された意匠と全く同一である意匠以外は新規性があるものとして意匠登録が行われることがあるため、実質的に複製である意匠を用いる製品の製造等を防止するという意匠権者の権利行使（TRIPS 協定第26条）に困難が生じる場合があった。

＜最近の動き＞

この意匠の新規性の解釈問題については、2005年12月、インドネシア最高裁判所が TRIPS 協定第25条1項を引用し、「事前に公表された意匠と著しく異なる場合」に新規性があるとの判断を下した。これにより、意匠権者が、既知の意匠と著しく異なるものでない第三者の意匠登録を無効にし、自身の権利を行使しやすくなることが期待される。意匠審査においても、最高裁判所の判断を踏まえた運用が今後なされることとなるかを注視していく必要がある。

3. マレーシア

内国民待遇

自動車に関する内国税の適用等に関する問題

＜措置の概要＞

マレーシアでは、特定の同国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック&バス（MTB）社の4社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50％から100％の減免がなされてきたことが報告されている（本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシア審査においても報告されている）。

2004年1月1日には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の新輸入税率及び新物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車のCBUの輸入関税は、ASEAN諸国に適用される共通効果特惠関税（CEPT）が20～110％、非ASEAN諸国に適用されるMFN関税が0～100％引き下げられることとなったものの、新たに物品税が30～100％課されることとなった。また、乗用車のCKDは、CEPTが0～55％、MFNは0～45％引き下げられたものの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が0～60％引き上げられた。

更に、2005年1月1日より、乗用車のCBUについてはCEPTを一律20％、MFN関税を一律50％に引き下げ、物品税については、CEPT、

MFN関税共に更に10～150％の分引き上げ、また、乗用車のCKDについては、CEPTを一律0％に、MFNを0％または10％に引き下げる一方、物品税は更に10～150％の分引き上げる（ただし、2005年6月30日までは、移行期間として、2004年の旧税率も選択可能）との発表がなされたが、実際には施行されなかった。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けているとの報告もある。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permitと呼ばれる）が与えられる輸入業者は一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。この制度の運用いかんでは、日マレーシア間で署名されたEPAによる効果にも影響する可能性があるため、透明で公正な運用が強く望まれる。

＜国際ルール上の問題点＞

そもそも、国民車の定義が曖昧で不明な点が多くあるが、物品税については、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、ガット3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、ガット11条（数量制限）違反の可能性もある。

＜最近の動き＞

我が国は、2004年中に行われた日マレーシア経済連携（EPA）交渉において、上記国民車政策に関する情報提供を求め、また物品税等の差

別、及び輸入許可制度による輸入台数制限の撤廃の働きかけを行ってきた。

2005年10月19日に、新自動車政策及び新関税率及び新物品税率が発表され、乗用車のCBUについては、CEPTが一律15%、MFN関税が一律30%に引き下げられ、物品税については、10%～50%分引き下げられた（2500cc未満のバンとMPVについては15～20%引き上げ）。また、これまで、輸入完成車にかかる関税及び物品税は、それぞれCIF価格を基準に課されていたが、今回の改正で、Tax on Tax方式（CIF価格に関税を乗せた価額を基準に物品税を課す）に変更された。

これにより物品税の差別的取扱いは解消された模様だが、明文化された措置でないため、引き続き注視が必要である。また、輸入許可制度についても、WTO整合的に運用されるよう引き続きマレーシア政府に求めていくことが必要である。

数量制限

（1）関税法に基づく輸入制限

＜措置の概要＞

マレーシアにおいては、1967年関税法（Customs Act 1967）第31条に基づく関税令、1977年関税規則、1978年輸入管理令によって、①完全輸入禁止品目（マルチカラーコピー機、武器等14品目）、②条件付き輸入禁止品目（国内産業を保護する目的と見られるカセット・ビデオ用磁気テープ、完成自動車等40品目）、③国内産業保護のために暫定的輸入制限品目（セメント、プラスチック原材料、コーヒー等21品目）及び④品質管理のためマレーシア又は輸出国の関係当局の品質・安全証明を必要とする輸入方法・手続に条件がある品目（肥料、家庭用電気

製品等48品目）の4つの分類に従って輸入制限が実施されている。

＜国際ルール上の問題点＞

当該輸入規制が輸入数量制限目的の措置であれば、ガット第11条（数量制限の一般的廃止）に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、輸入方法・手続に条件がある品目については、そもそも当該手続に不透明な部分があるため、「手続きの透明化」をマレーシア政府に要請してきたところである。また、当該輸入規制が輸入数量制限目的の措置であれば、ガット第11条（数量制限の一般的廃止）に違反する可能性がある旨再三指摘しているところである。

（2）丸太の輸出規制等

＜措置の概要＞

マレーシア半島部では自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から小径木を除く全ての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から年間200万立方メートルを上限とする丸太の輸出を規制している。更に、州内の家具製造業界への資材確保のため、2000年8月にセランガン・パトゥの丸太・製材の輸出を禁止した。（なお、2000年12月には許可格付業者が格付認定した一部の丸太・製材については輸出が許可されるようになった。）またサラワク州では、1999年より丸太生産量の一定割合を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの輸出禁止・数量規制は、ガット第11条に違反する可能性があり、我が国としては、

WTOに照らし是正されるよう求めていく必要がある。

＜最近の動き＞

わが国は本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を理由として、国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行うとともに、バイ協議の場でも問題提起を行ってきた。2005年にも、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループの他、日馬経済連携協定交渉等バイ協議の場でも、我が国の主張を申し入れた。

関 税

(1) 高関税品目

＜措置の概要＞

マレーシアのウルグアイ・ラウンド合意の実施後における非農産品の単純平均譲許税率は14.9%、非農産品の単純平均実行税率は8.1%と開発途上国としては低い水準となっていることは評価されるが、個別に見ると、繊維製品(平均13.5%)、輸送機械(平均18.5%)の分野の関税水準が高くなっている。また、これらの分野に加え電気機器、ガラス等が最高で30%と、高関税品目として挙げられる。また、自動車(実行税率は50%)等非譲許品目もあり、譲許率は81.2%にとどまっている。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

(2) 鋼板の関税引上げ措置

＜措置の概要＞

マレーシアは、2002年3月15日に、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、今までの0～25%を最大50%に引き上げる措置を行っている。

＜国際ルール上の問題点＞

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、その引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念される。このような大幅な関税引上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。

＜最近の動き＞

関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国政府としては、マレーシア政府に対して累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところである。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

外国投資委員会(FIC)はブミプトラ政策に基づくガイドラインの具体的運用により、小売業、貿易業、印刷業、運輸業、住宅開発業、建設業

等への外国資本の参入に認可を与えている。

従来、これら業種への外資の参入は70%の国内資本（うち30%をブミプトラ資本）が条件となっていたが、2003年5月21日に発表した景気刺激政策の中で、サービス業投資に関する出資規制の緩和を盛り込んだ。個別業種ごとに規制は残っているものの、基本的には新規投資について、ブミプトラ資本30%を除く全てに外資の出資が認められた。

また、2004年8月1日からFICによる認可手続きが簡素化され、これまでFICの認可が必要であった1000万リンギ以上の企業合併・買収、15万リンギ以上（ジョホール州、セランゴール州、ペナン州は25万リンギ以上）の不動産売買についてはFICに申告するだけで事業を行うことが可能になった。

しかしながら、自社トラックを所有し運送業を営むためには、外資出資制限として49%を越えてはならないこととされている。また、金融業、保険業では、国内市場での営業活動を行おうとする場合、国内企業の保護育成の観点から実質的に外国資本の参入は認められていない。他方、1997年に発生したアジア通貨危機により既存企業の経営体力が低下したことを受け、運輸・通信業の一部ではガイドラインによらない運用がなされている他、製造業に直結したサービス業では工業開発庁(MIDA)における独自の審査を行う動きも出てきた。また、マレーシア政府は第8次マレーシア計画(2001～2005年)の中で、消費者の生活の質を向上させるため流通サービス業の開発・強化を掲げており、小売店経営に際しての低利融資や経営ノウハウの提供等によって、流通サービス業への進出が少ないブミプトラ系企業の参加を促す政策をとっている。なお、第9次マレーシア計画は2007年4月以降に発表がずれ込む見込みである。

主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

政府によって資本市場及び金融市場の長期基本計画であるマスタープランが2001年2月及び3月に発表され、概ね順調に実行されている。資本市場マスタープランでは、国内証券市場への投資増加のため、①証券会社への外国資本の出資比率緩和、②従業員積立基金(EPF)の資産運用規定の緩和、③コーポレートガバナンスの徹底と小株主の保護、④イスラム金融市場の育成等が盛り込まれた。2004年4月から、外貨預金口座に関する外貨保有限度額の引き上げや、先物為替予約・スワップ取引に関する規制緩和等が行われた。しかしながら、証券会社と投資信託会社はそれぞれ49%、30%と外資出資比率が制限されており、2003年を目途に規制緩和をはかる予定となっていたが、未だに行われていない。金融市場マスタープランでは、2007年までに既進出の外国金融機関の支店開設許可、外国銀行へのフルバンキングライセンス賦与がなされることとなっている。

(電気通信)

現在、電気通信分野の外資出資比率は原則30%までに制限されている。またサービス内容や対象とする顧客によって付与されるライセンスが異なるが、このうち「個別ライセンス」は、一般携帯電話サービスやIP電話、衛星放送等、より広い顧客向けのサービスが可能だが、外資出資は30%までしか認められない。しかしながら「クラス・ライセンス」は、ニッチ顧客向けサービスもしくはサービス内容そのものを限定するが、マレーシアにて設立された法人であることを条件に、外資100%の出資が認められている。

（流通）

政府は、2004年1月から5年間、過剰出店と地場零細小売店の保護を目的とし、クアラランプール周辺のクラン・バレー、ジョホール・バル、ペナンの3地域でのハイパーマーケットの新規出店を禁止している。ただし、発表前(2003年10月以前)に認可を取得したハイパーマーケットについては出店が認められる。また、2004年12月に発表した「流通取引サービスにおける外資系参入のガイドライン」は、企業に新たなコストを強いる点があり、近隣諸国との競争に対応できないなどの問題があることから外資系企業などからの反対意見が相次いでいたため、政府は2005年9月に同ガイドラインの改定案を発表した。従来以上に規制が厳しくなったもののや、今後の競争力に悪影響を与える可能性がある問題点として、製造会社の販売会社設立要件が挙げられる。改定案では、製造会社が国内販売を行う際、別途販売会社を設立しなければならないと定められており、自社製品と他社製品を取り扱う場合の区別がなく、どんな場合でも製造会社は国内販売を行ってはならないとしている。これが施行されれば、進出企業にとって新たなコスト増につながる事が予想される。もう一つの問題点として、FICの緩和措置適用の排除の問題がある。前述どおり外国企業のサービス産業への出資に際しては、プミプトラ資本が30%を満たすことが条件とされており、その認可はFICが行っている。しかし、改定案では、FICが決定した外資出資比率条件が

改定ガイドラインに比べ投資家にとって好条件である場合、その優遇決定条件は適用しないとしている。既進出企業はFICの基準に基づいて既に認可を受けており、今後、改定案が適用されれば、事務所の移転や拡張などに際し、これまでより不利益な条件を課される可能性がある。

このほか、プミプトラ資本30%の達成についてはこれまで猶予期間が与えられていたが、改定案は猶予期間を廃止している。また、サービス産業の外国人ポストの定義が製造業と異なるなど、不明瞭な部分が残る。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ存在しないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

＜最近の動き＞

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話、WTOサービス交渉、EPA交渉のフォローアップ会合等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

4. フィリピン

最恵国待遇

セメント製品に対するセーフガード措置 ＜措置の概要＞

フィリピンでは、1998年以降インドネシア、我が国及び台湾等からのセメントの輸入量が増加し、国内企業が、販売数量低下によるダメージを受けた。これを受け、2001年1月に比国内企業12社はセメントの輸入急増を理由に、貿易産業省(DTI)に対しセーフガード措置発動申請を行った。その後、フィリピン国内の発動手続きを経て、DTIは2001年11月7日に暫定セーフガード措置を発動。同年11月21日には関税委員会(TC)が調査を開始。TCは「重大な損害又はそのおそれ」を認定しなかったにもかかわらず、2003年6月25日、DTIは決定により確定セーフガード措置を発動した。なお、WTO加盟国が関税譲許を行っていない品目に関しては、MFN原則等は除き関税引き上げに制限はなく、WTOセーフガード協定の適用もない。本件においては、措置の対象品目についてフィリピンが譲許していないため、当該措置はWTO協定におけるセーフガード措置には該当しない(但し、フィリピン国内においてはセーフガード措置として手続が進められた)。我が国としては、当該品目が非譲許品目であることもあり、原則二国間協議の場において、調査が不十分な中で同措置が発動されたことについて問題提起を行い、遺憾の意を表明し、当該措置の撤廃を要請した。(他方、国内企業(協会)からのセーフガード措置の延長要請を受けDTIはTCに調査を依頼し、TCは2004年12月16日に公聴会を実施している)。

＜国際ルール上の問題点＞

今回の対象品目は、フィリピンにおける非譲許品目であるため、当該品目の関税引上げ措置そのものについては、WTO協定との整合性は問えない。しかし、当該措置は、我が国を始め、台湾、インドネシア等特定の輸出国のみが対象となっている一方、中国、韓国、ベトナム等多くの国が対象から外されており、この点で、ガット1条の最恵国待遇義務に抵触する恐れがあった。

＜最近の動き＞

当該セーフガード措置の適法性及び発動権については、当初からフィリピン司法当局にて争われ、判断が二転三転してきた(高裁はDTI支持、地裁、最高裁(小法廷)はTC支持)が、2005年8月3日、最高裁(大法廷)の判断が下された。最高裁は、DTIはTCの答申に反する決定をすることはできず、したがって、DTIが2003年6月に発動したセーフガード措置は無効であり、セーフガード発動の期間延長も認めないとしている。本判決により当該措置に関する問題は一応、解決をみたと言える。しかしながら、セメント輸入に強く反対しているフィリピンセメント製造者協会が上記最高裁判決を不服として再々考を申し立てる(再々考申立は2005年9月13日付けで却下)等の動きがみられることから、今後の動向を注視していく必要がある。

関税

高関税品目

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後において

も、譲許税率についてみると、繊維製品（最高 50 %）、時計（最高 50 %）、電気機器（最高 50 %）等の高関税品目が存在する。また、非農産品の譲許率は 61.8 %にとどまっており、非譲許品目としては時計（実行税率 7 %）、乗用車（実行税率 30 %）等がある。

なお、フィリピンは 1980 年から関税構造の改革を進めており、一部の農水産品を除く実行関税率を 2004 年までに 5 %に統一することを明らかにしているが、自動車では最高 30 %、一部繊維製品では最高 20 %、電気機器では最高 15 %等、5 %を超える関税が賦課されている品目が存在する。

なお、非農産品の単純平均譲許税率は 23.4 %。非農産品の単純平均実行税率は 4.3 %である。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法 (RA 8179) により定められた外国投資ネガティブリスト（2 年毎）として発表されている。

現在のネガティブリストは、2004 年 11 月に

発表された「第 6 次外国投資ネガティブリスト」である。外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が 250 万米ドル未満の小売業が挙げられる。また、ラジオ放送局の運営は外資比率 20 %まで、広告業は外資比率 30 %までなどの制限がある。

主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

銀行分野の外資規制は、1994 年 5 月に成立した外国銀行自由化法（Foreign Banks Liberalization Act FBLA）及び 2000 年 5 月に成立した 2000 年一般銀行法（General Banking Law of 2000）等で規制されている。

外国銀行自由化法では、外銀の進出にあたり、外資の出資比率については 60 %に制限し、支店での進出に関しては、外国銀行自由化法成立後 5 年以内、合計 10 支店に限って認められた。また、一般銀行法では、外銀の合計総資本を、銀行全体の総資本の 30 %以下に抑えている。

（電気通信）

フィリピンにおいては公益事業がフィリピン資本企業（資本の 60 %以上をフィリピン人が有している企業）にしか認められていないため、通信分野への外資参入も 40 %未満に制限されている。

（建設）

外資出資規制は、Foreign Investment Act によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないため、100 %外資の参入が認められていることになっている。しかし、実際に建設業を行うためには Constructors License Law（CLL 法）で、当局

から建設許可証を入手しなければならず、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等のRegular Licenseが与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限ってのみ有効な許可が与えられる。従って、100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入できないのが現状である。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ存在しないが、投資を通じたサービス

貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

<最近の動き>

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

5. ベトナム

加盟交渉中の国・地域については原則として本報告書の対象外であるが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的方向性に逆行して導入されたものであり、かつ貿易歪曲効果を有する措置であることから、ここで取り上げることとしたものである。

関 税

自動車部品関税の変更

<措置の概要>

ベトナム政府は、2002年12月4日、自動車部品関税を2003年1月1日より引き上げる旨の決定を突然公表した。具体的には、生産工程のレベルが高い程関税率が低くなる現行の「自動車部品関税制度」(乗用車でCKD1=40%、CKD2=20%、IKD=5%(注))を段階的に引き上げ、2005年までに一律70%に変更するというものであった。その後、この関税引上げ案は修正され、CKD1カテゴリーは廃止されて完

成車と同じ100%の関税が賦課されるが、CKD2については、2003年9月から25%に引上げ、2004年以降は45%まで段階的に引上げていくという内容となった。ただし、CKD2の関税については、2003年9月に25%への関税の引き上げが行われたが、2004年以降に行われる予定であった関税の引上げは行われず、現在に至る。IKDについては、5%のまま変更なく、税率が維持されている。ベトナム政府は、当該措置は、自国の自動車部品産業育成が目的との説明を行っているが、このような大幅な関税引き上げ計画を突然公表することは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高い。

<国際ルール上の問題点>

加盟前の措置であるためWTO協定上問題とはならないが、関税その他の貿易障壁の実質的な軽減を標榜するWTOへの加盟作業中の出来事であり、WTOの理念の尊重が求められる。

＜最近の動き＞

我が国及びベトナム現地への進出自動車メーカーは、自動車部品関税の引き上げの公表以来、2004 年 11 月までの日越共同イニシアティブ行動計画の策定の過程等においてベトナム政府に対し反対の意思を表明した。

さらに、2004 年 9 月のベトナムの WTO 加盟のための二国間交渉においても我が国政府は本件について取り上げ懸念を表明してきた。

その結果、2004 年 11 月に行われた日越共同イニシアティブ第 1 回評価・促進委員会の場において、CKD 部品については、部品毎の一般の関税制度への移行に際して適切な関税設定を行うと共に、部品毎の一般の関税制度と「自動車部品関税制度」の両制度が併用されることとなる制度の移行期間中には、両制度の並行運用を適切な形で行う旨をベトナム側と合意した。併せて、CKD 1 カテゴリーについては廃止することとし、それに代わる部品毎の課税リストは既に策定中との説明がなされた。

この合意に基づき、2006 年 1 月 1 日より、CKD 部品及び CKD カテゴリーについて、部品毎の新たな関税率が適用され、「自動車部品関税制度」と並行運用されており、新たな税率の影響を注視していきたい。（注 CKD (complete knock down) 1 は、輸入国での生産工程が塗装・組み立てのみの状態で輸入される。CKD 2 とは、塗装・組み立て・溶接、IKD (Incomplete knock down) は塗装・組み立て・溶接・プレスを輸入国においてなされる状態で輸入される。）

投 資

投資外資系企業への二輪車生産数量制限

＜措置の概要＞

2003 年 7 月に、ベトナム投資計画省は、2003

年の生産上限をバイクメーカー各社に通達した。当該通達による生産上限数量は、各社の生産計画上の台数をほぼ満たしていたことから、特段大きな問題にはならなかったが、その後 2003 年 10 月に、ベトナム政府は「生産台数は投資ライセンス申請時に企業が提出した F/S（生産台数見込み）に記載された数量を上限とし、また、生産数量を増加させる方向での F/S の修正を認めない。なお、地場企業は F/S に基づき生産台数の制約を受けないこととする」旨表明し、以降我が国企業を含む外資企業が、地場企業に比して差別的な生産数量制限を受けている。

＜国際ルール上の問題点＞

2004 年 12 月に発効した日越投資協定の第 2 条 2 項では、内外投資家間の投資活動に関し内国民待遇を規定している。当該措置は外資企業と地場企業を差別的に扱う措置であり、同条項に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2003 年 7 月の日越投資貿易 WG や、2003 年に 3 回にわたり開催された日越共同イニシアティブ等において、同措置の撤廃を求めた。その結果、2004 年 11 月に開催された日越共同イニシアティブ第 1 回評価・促進委員会において、ベトナム政府から、「二輪車の F/S に基づく生産制限を首相府政令 147 号によって制限してきたが、これを 2004 年のうちに撤廃する。」旨の回答を得た。これを受け、2005 年 4 月 11 日、同生産規制を撤廃することが首相府により正式に発表された。